

日本玩具協会会員

ST マーク使用許諾契約者 各位

平成 29 年 7 月 26 日
一般社団法人 日本玩具協会

ST 制度でのハンドスピナーの取扱いについて

1. ハンドスピナーの ST 基準適合検査に関して、従来の検査項目に加え、下記のとおり、「ST 検査への受入条件」、及び「要求事項」を追加することとなりましたので連絡させていただきます。

1. ST 検査への受入条件

輸入品については、玩具として輸入されていること。(通関 (HS コード 95.03)
また、6 歳未満対象のものについては、検疫手続 (食品衛生法の試験成績書)が
行われていること。

(雑貨として輸入されている場合は、玩具の ST 検査に受け入れない。)

2. 「要求事項」及び「注意表示」の追加

現行 ST 基準に加え、下記の要件を満たすものとする。

- (1) 形状が鋭利なものでないこと (手裏剣型等)
- (2) 回転している間に外れる可能性のある、取外し可能な付属部品がないこと。
(プロペラのように配したネジ式の錘など)
- (3) 中央の円形パッド (ホイール・カバー) が取り外し可能な場合、ST 基準書の「小部品に係る警告文」が確実に表示されていること。
- (4) 次の注意文が表示されていること。
「人や動物、物に向けて投げないでください。」
「遊ぶときは、人や動物、物に当たらないように注意してください。」
※ 表示位置、文字サイズ、フォーマット等は、「玩具安全基準書」及び
「注意表示ガイドライン」に拠る。

2. 施行日は、平成 29 年 7 月 26 日です。

[説明]

- (1) 本年 6 月、海外でハンドスピナーによる事故報道 (米国で 10 歳女兒がホイール部を飲み込み、手術により摘出) がありました。
- (2) ハンドスピナーの安全性について、内外で懸念が示されているところ、ST 基準判定会議において検討を行い、ハンドスピナーの ST 基準適合検査に関して、上記の追加の要求事項等を作成したものです。

担当：日本玩具協会事務局
山口・中田・小林